

2021年12月22日

各 位

オイレス工業株式会社
代表取締役社長 飯田昌弥
(コード番号6282 東証第一部)

(問合せ先)

取締役 常務執行役員
企画管理本部長 須田 博
TEL 0466-44-4901

従業員持株会を通じた当社従業員への 譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月11日に創立70周年を迎えるにあたり、当社従業員に対して、当社の従業員持株会であるオイレス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

創立70周年を迎えるにあたり、当社従業員の日頃の貢献に感謝の意を表すること、及び当社企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブの付与によって当社従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、当社従業員への福利厚生増進策の一環として、譲渡制限付株式を付与する制度です。また、譲渡制限付株式の付与を通じて、当社従業員の財産形成の一助とすることも目的としています。

2. 本制度の概要

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、①本持株会の会員のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社から特別奨励金としての金銭債権を支給し、②対象従業員が当該金銭債権を本持株会に拠出して、③本持株会が対象従業員から拠出を受けた金銭債権を当社に対して一括して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分をする方法でおこなうものとします。対象従業員は、当該普通株式の割当てを受ける本持株会を通じて、譲渡制限付株式を取得することになります。

今後、具体的な内容が決まりましたら、速やかに開示いたします。

以 上